

令和2年2月号
第157号

くらしウォッチャーだより

contents



★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉



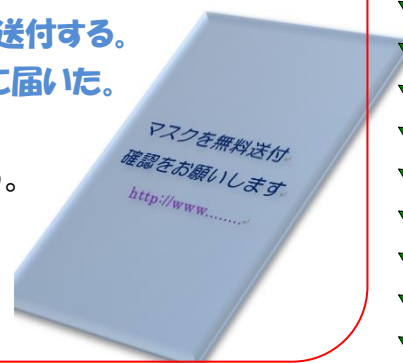
「新型コロナウイルス」に 便乗した悪質商法に ご注意ください！

新型コロナウイルスの
感染拡大に便乗した勧誘等
の相談が、全国の消費生活
センター等に寄せられていま
す。 令和2年2月
国民生活センター公表資料

「マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた。」

新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、「マスクを無料送付する。
確認をお願いします」と記載され、URLが付いたSMSがスマートフォンに届いた。
怪しいのではないか。(50歳代女性)

※心当たりのない送信元からの怪しいメールやSMSに注意しましょう。
フィッシングサイトに誘導され、スマートフォンに不正なアプリが
インストールされたり、個人情報取得される危険があるので
添付のURLには決してアクセスしないよう気をつけましょう。



「新型コロナウイルス流行拡大の影響で金の相場が上がるとして、金を買う権利 を申し込むように言われた。」

突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルスの影響で中国の経済がガタガタになってい
る。金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば、高騰する前の金額で金を買う枠が当たる
かもしれないから、すぐに申し込んだ方がよい。」と勧誘された。業者の話は事実か。(80歳代男性)

※世の中で話題になっていることは悪質な事業者の勧誘などに利用されることがあります。
勧誘に少しでも怪しいと思うところがあったらその場できっぱり断ることが肝心です。

(参考: 国民生活センターHP より引用)

消費生活関連

2月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「電力料金が安くなるプラン」の案内ということで電話に出ると音声ガイダンスが流れた。
- ・保険会社からの電話があつたが断った。
- ・高校生の娘に予備校の電話が夜8時過ぎにあつた。他の予備校や塾からのDMも多くなった。どこから個人情報入手しているのか。
- ・電力会社からの電話で、5つの質問に教えてくださいと音声ガイダンスが流れた。
- ・電話帳に載っている亡くなった父の名あてに水の販売と思われる電話があつた。鹿児島から電話していると言われたがいらないと断った。
- ・保険が安くなる案内をしているのでお手持ちの保険について聞きたいと電話が来たが断った。
- ・光通信の電話が夜8時頃、何度もかかって来る。
- ・大手電話会社の名前を名乗って、68歳以下は電気料が安くなると電話がかかって来た。
- ・「がん保険について新商品の紹介のため当該地区にパンフレットを持参し訪問説明を実施することになった。金又は土曜日の都合の良い時間を知りたい。」と電話があつたが訪問を断った。

新聞・報道関係

- ・「マスク無料配布」と書かれた偽SMSに注意。「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付、確認をお願いします。<http://.....com>」などと書かれたそのSMS(ショートメッセージサービス)を送って偽サイトなどに誘導する、サイバー攻撃の新たな手口が確認された。というもの。関心を集める話題に便乗するのはハッカーの常とう手段ということで注意を呼び掛けている内容。
- ・テレビ放送で「チラシ広告のポスティング抑止」について紹介されていた。「不要なチラシは着払いで返送します。」の貼り紙をポストに貼付したところ、ポスティングが激減したとの話題だった。

その他

* 消費生活に関する情報の報告です *

- ・「火災保険で屋根の修理ができる」と書かれたチラシが郵便ポストに入っていた。
- ・市内病院の受付で患者の名前を呼んだあと、新患の人にはさらに電話番号を言わせ、その後大きい声で職員が復唱していた。個人情報院内でも誰が聞いているか分からないので不安に思った。
- ・1月末からマスク、除菌・アルコール等不足しているが、2月25日になっても出回っていない。

消費生活相談員からのコメント

新型コロナウイルスの流行で、マスクや消毒液の入手が非常に困難な状況となっています。オークションサイトでは高値で取引されているケースがあり、転売するために、買い占めの行為があつたようです。経済産業省はネットオークション事業者に協力を求め2月28日、(3月14日以降の)マスク及び消毒液の出品の自粛を要請しました。その後、3月5日総理大臣は、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止すると表明し、3月10日政令改正案が閣議決定、15日から施行することになりました。

(参考: 経済産業省 HP)

食品の品質表示

2月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈2月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	ほうれん草	名称・産地	22	有	22
					無	0
		みかん		22	有	22
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		すじこ	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

◆報告

- ・アメリカ産の豚肉の一部に100gあたりの価格表示がなかった。(1パックの価格のみの表示だった。) 100gあたりの価格がないと値段が高いのか安いのかわからない。
- ・国産よりアメリカ産の豚肉が多く販売されていた。



消費生活相談員のコメント

「アメリカ産の豚肉の一部に100gあたりの価格表示がなかった。」との報告について、「食肉の表示に関する公正競争規約」に抵触する可能性があります。

「食肉の表示に関する公正競争規約」とは、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールで、全国食肉公正取引協議会が設定した規約です。

この規約により、量目や価格の表示などが義務づけられています。

適正表示ステッカー



～編集後記～

大崎市消費生活ウォッチャーの皆様には、1年間、食品の品質表示や消費生活に関連した情報をお寄せいただきありがとうございました。皆様から頂いた報告を基に情報誌「ウォッチャーだよりの発行」とともに、市ホームページにも掲載し広く市民へ情報を提供しております。

3月11日は、「いのちの日」！！～2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災では多くの命が失われました。命の尊さを思い、命の大切さを考え、震災で学んだことを風化させることなく災害に備えることが目的～改めて私たちのできることから考えてみましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和2年3月5日「第3回ウォッチャー会議」が開催されました。